

介護保険料の年金天引きを均等調整



介護保険料の年金天引きは、4・6・8月に「仮の金額」、10・12・翌年2月に「決定した金額」として納めていただいています。しかし、所得段階の変更や天引き回数の変更などで「仮の金額」と「決定した金額」の差が大きくなっている方がおり、このまま天引きを行うと1年間の保険料が偏ったままになってしまいます。

その場合は、1年間を通じてできるだけ均等になるように、6月と8月の「仮の金額」を変更します。

なお、対象となる方には5月中旬に通知します。

仮徴収と本徴収とは

・仮の金額（4・6・8月）※仮徴収

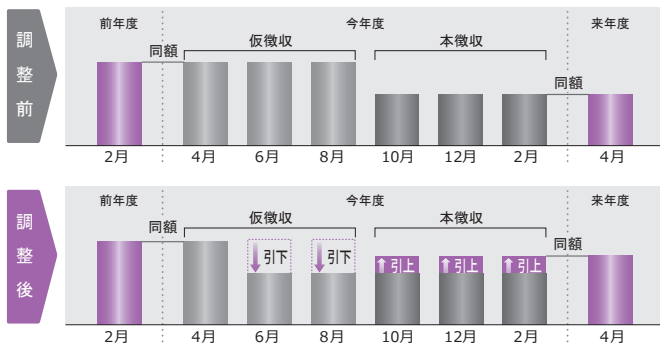
前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料（通常は前年度2月の徴収額と同じ）を納めていただきます。

・決定した金額（10・12・翌年2月）※本徴収

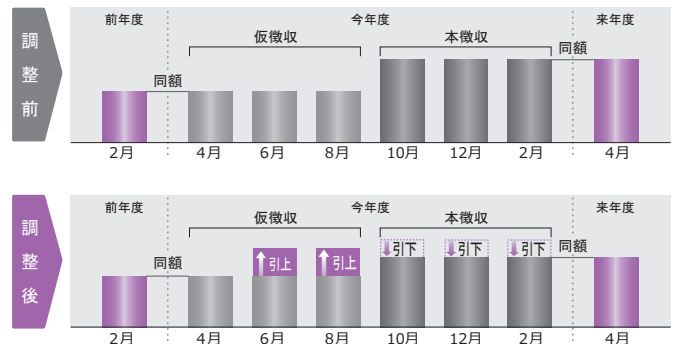
確定した年間保険料から、仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を3回に分けて納めていただきます。

介護保険料の年金天引きの均等調整イメージ

◎仮の金額が高く、決定した金額が低い場合



◎仮の金額が低く、決定した金額が高い場合



◆問い合わせ先 福祉課 介護保険係 ☎85-2247

後期高齢者医療保険料の年金天引きを均等調整



後期高齢者医療保険料の年金天引き金額が、1年間を通じてできるだけ均等になるように、6月と8月の保険料を変更します。対象となる方には5月中旬に通知します。

◆対象とならない方

4月の保険料と6月の保険料の差が4,000円未満の場合

納付書や口座振替で納付されている方

◆問い合わせ先 健康推進課 医療年金係 ☎85-2137

広告

山菜各種買い取りします

5月は休まず営業します。



- 〈買い取り山菜〉
- ◆わらび
 - ◆ぜんまい(生・乾燥)
 - ◆根曲がり竹
 - ◆むきみず
 - ◆みずのこぼ
 - ◆山フキ
 - ◆葉取りみず

受付時間 / AM8:00~PM5:00

(株)木村食品工業 五城目工場

秋田県南秋田郡五城目町字羽黒前96-3

電話 018-855-1222